

規 則

◇鳥取縣規則第二十六號  
稅務特別手當支給條例に基く稅務特別手當支給規則を次のように定める。

昭和二十三年四月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

稅務特別手當支給規則

第一條 昭和二十三年鳥取縣條例第十二號(以下條例という)に規定する稅務特別手當(以下手當という)の支給については 條例に定めるもの外 この規則による。

第二條 知事又は地方事務所長は、縣稅の調査、検査若しくは滞納處分事務又はその補助事務の事績が良好でないことを認めるときは、この手當を支給せず又は減額

昭和二十三年四月十六日  
第 千 九 百 號 金 曜 日

してこれを支給することができる。

第三條 著しい危険を及ぼす虞がある場合に該當するかどうかは知事の認定するところによる。

前項の手當を受けようとするときは別記第一號様式の狀況報告書を提出しなければならない。

地方事務所長は前項の狀況報告書を受けたときは、これを調査し意見をつけて知事に提出しなければならない。

第四條 知事又は地方事務所長は、この手當の支給に關する事績簿を別記第二號様式により作成し稅務職員が出張した場台における縣稅の調査、検査若しくは滞納處分事務又はその補助事務の實績を明確にしなければならない。

附 則

この規則は、昭和二十三年四月一日からこれを適用する。

鳥取縣公報 海邊 日 行 (休日ニ當ル) 昭和二十三年四月十三日 千八百九十九號 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可



01087 01087

第四項	水産業費	二九、〇七〇
第五項	畜産業費	一三三、〇〇〇
第六項	商工業費	二〇、〇〇〇
第八項	勸業諸費	九、五九八、五四〇
第十二款	諸費	四六五、一五三
第五項	諸費	一一一、四一六
第六項	雜支出	四六、九三七
第八項	元國費職員費	二九六、八〇〇
經常部計		一三、五一九、〇九九
臨時部		
第三款	教育費	三八、二五四
第一項	水産學校費	三八、二五四
第四款	勸業費	三、三一〇、七〇四
第一項	農業費	一、五〇八、九一四
第三項	林業費	三四、一七八
第四項	水産業費	一、三七八、五四二
第五項	畜産業費	一〇六、〇六二
第六項	商工業費	六三、五〇〇

第七項	農業土木費	九一、〇〇〇
第八項	勸業諸費	一二八、五〇九
第五款	開拓費	△一、五五八、六〇〇
第一項	開拓事業費	△一、五五八、六〇〇
第六款	縣債費	六、〇〇〇、〇〇〇
第一項	元金償還費	六、〇〇〇、〇〇〇
臨時部計		七、七九〇、三五八
歳出合計		二一、三〇九、四五七
昭和三十二年特別會計自作農創設維持獎勵資金歳入歳出追加更正豫算		
歳入		
第一款	國庫支出金	四、〇一三
第一項	國庫補助金	四、〇一三
第二款	諸收入	△二五三、〇八一
第一項	償還金	△二五三、〇八一
第三款	繰越金	二、九九四、六九七
第一項	繰越金	二、九九四、六九七
歳入合計		二、七四五、六二九

01088

08010

第一款	縣債費	二、七四五、六二九
第一項	縣債費	二、七四五、六二九
歳出合計		二、七四五、六二九
昭和三十二年特別會計縣立實業學校實習費歳入歳出追加豫算		
歳入		
第一款	諸收入	六三、三三二
第二款	物品賣拂代	六三、三三二
第二項	繰越金	五四、四〇八
第一項	繰越金	五四、四〇八
歳入合計		一二七、七四〇
歳出		
第一款	實習費	一一七、七四〇
第一項	實習費	一一七、七四〇
歳出合計		一一七、七四〇

第二款	國庫支出金	一一三、一一〇
第一項	國庫交付金	一一三、一一〇
歳入合計		一一三、一一〇
歳出		
第二款	學校給食施設費	一一三、一一〇
第一項	學校給食施設費	一一三、一一〇
歳出合計		一一三、一一〇
鳥取縣告示第百七十七號		
昭和二十三年三月三十日の定例縣會において議決された昭和二十二年鳥取縣歳入歳出追加豫算の要領は次の通りである。		
昭和二十三年四月十六日		
鳥取縣知事 西 尾 愛 治		
昭和三十二年鳥取縣歳入歳出追加豫算		
經常部		
第一款	縣稅	六、七九一、五九五圓
第二款	獨立稅	五、三五一、〇〇〇

第四項 地方分與稅	一、四四〇、五九五
第四款 使用料及び手数料	四三三、〇〇〇
第一項 使用料	四三三、〇〇〇
第五款 國庫支出金	八、九二九、四〇五
第一項 下渡金	八、九三九、四〇五
經常部計	一六、一六五、〇〇〇
臨時部	
第一款 繰越金	五八八、〇〇〇
第一項 前年度繰越金	五八八、〇〇〇
第二款 國庫支出金	五五九、〇八〇
第一項 補助金	五五九、〇八〇
第七款 縣債	二六、六六二、〇〇〇
第一項 縣債	二六、六六二、〇〇〇
臨時部計	二七、八〇九、〇八〇
歳入合計	四三、九七四、〇八〇
歳出	
經常部	二、〇〇〇、〇〇〇
第五款 教育費	

第六項 教育諸費	二、〇〇〇、〇〇〇
第十二款 諸費	四一、九二四、〇八〇
第五項 諸費	四一、九二四、〇八〇
經常部計	四三、九三四、〇八〇
臨時部	
第四款 勸業費	五〇、〇〇〇
第六項 商工業費	五〇、〇〇〇
臨時部計	五〇、〇〇〇
歳出合計	四三、九七四、〇八〇

◆鳥取縣告示第七十八號  
 岩美地方事務所管内において縣稅檢査章並びに縣稅滯納者財產差押證票を次のように交付した。  
 昭和二十三年四月十六日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

區分	番號	交付年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢査章	一六	昭和廿三年四月十日交付	岩美地方鳥取縣事務所	事務吏員	沖田二郎
縣稅滯納者財產差押證票	一六	同	同	同	沖田二郎

◆鳥取縣告示第七十九號  
 農林水産業調查指導員である農林水産業調查員を次のように任免した。  
 昭和二十三年四月十六日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者 解任者 職務執行の區域 任免年月日  
 山根清一 西尾信孝 八頭郡丹比村昭和廿三年三月廿六日  
 廣光春美 後藤彰信 氣高郡中廻村 同 四月一日

◆鳥取縣告示第八十號  
 助産婦名簿に次の者を登録した。  
 昭和二十三年四月十六日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡境町榮町一五九番地  
 現住所 米子市東町九一番地  
 開業地 同角盤町一丁目  
 昭和二十三年四月十三日第一、二六五號  
 川 崎 裕 子  
 大正十三年五月三十一日生

本籍地 島根縣能義郡比田村大字西比田一三四九番地  
 現住所及び開業地 米子市西町三六ノ一番地  
 昭和二十三年四月十三日第一、二六六號  
 熊 谷 スミ子  
 大正十二年十月一日生

本籍地 西伯郡境町末廣町四七番地  
 現住所及開業地 同中町九八番地  
 昭和二十三年四月十三日第一、二六七號  
 小笠原 和 子  
 昭和三年一月八日生

本籍地 西伯郡法勝寺村大字馬場一六七番地  
 現住所及び開業地 同法勝寺六七七番地  
 昭和二十三年四月十三日第一、二六八號  
 青 砥 春 江  
 大正八年三月三十日生

◆鳥取縣告示第八十一號  
 助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。  
 昭和二十三年四月十六日

01091

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

四月十三日訂正

前本籍地 東伯郡浦安町大字中尾二二六番地

現本籍地 同社村大字國府四八七番地

前住所及び開業地 同三五七番地

現住所及び開業地 同四八七番地

大正十二年八月七日生

後 藤 浪 子

本籍地 八頭郡安部村大字日下部一一ノ一番地

前現住所及び開業地 鳥取市大工町十二番地

現住所及び開業地 八頭郡安部村大字日下部一一ノ一番地

昭和二十三年三月十日婚姻により前姓「上山」を「田中」に並びに本籍、住所、開業地變更により助産婦名簿訂正方願出たので昭和二十三年四月十三日訂正

昭和二十三年四月五日現住所開業地變更により助産婦名簿訂正方願出たので同年同月十三日訂正  
木 原 つた子  
大正十四年九月六日生

田 中 喜美 榮

昭和二年一月二十三日生

前本籍地 日野郡八郷村大字眞野五四一番地

現本籍地 西伯郡高麗村大字長田四五番地

前住所及び開業地 日野郡八郷村大字眞野五四一番地

現住所及び開業地 西伯郡高麗村大字長田四五番地

昭和二十三年三月十五日婚姻により前姓「下村」を「後藤」に並びに本籍、住所、開業地變更により助産婦名簿訂正方願出たので昭和二十三年

### 選挙告示

◇選挙管理委員会告示第五號

昭和二十三年二月選挙管理委員会告示第二號を以て公示した本年二月政令第三十五號(農地調整法施行令の一部を改正する政令)附則第四條第三項の期間は、岩美郡網代村、田後村及び氣高郡酒津村については、次のように定める。

01092

昭和二十三年四月十六日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根政幸

一、縦覽期間 昭和二十三年四月二十三日から四月二十七日まで五日間

二、異議の申立期間 縦覽期間中

三、異議の申立に對する決定 異議の申立のあつた日から三日内

四、訴願の提起期間 異議の決定のあつた日から三日内

五、訴願に對する裁決 訴願の提起のあつた日から二十日以内

◇選挙管理委員会告示第六號

昭和二十三年二月選挙管理委員会告示第三號を以て公示した本年二月政令第三十五號(農地調整法施行令の一部を改正する政令)附則第五條第二項の期日及び期間は、岩美郡網代村、田後村及び氣高郡酒津村については、次の通り定める。

昭和二十三年四月十六日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根政幸

一、縦覽期間 昭和二十三年四月二十三日から四月二十七日まで五日間

二、確定期日 昭和二十三年五月一日  
三、異議申立の期間 縦覽期間中  
四、異議の申立に對する決定 異議の申立のあつた日から三日内  
五、訴願の提起期間 異議の決定のあつた日から三日内  
六、訴願に對する裁決 訴願の提起のあつた日から二十日以内